

議案第 28 号

伊賀市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

伊賀市職員等の旅費に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 29 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員等の旅費に関する条例

伊賀市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 63 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者（別に定める者を除く。以下同じ。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (4) 帰往 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によ

って生計を維持しているものをいう。

- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰往したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長がこれに準ずると認める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、旅費を要しない市内の公署間の出張等簡易な旅行の場合には、旅行命令権者は口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、旅行命令簿等への当該旅行に関する事項の記載又は記録を省略できる。

7 旅行命令簿等の様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の

変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額又は1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の宿泊に要した実費額等により支給する。
- 8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後滞在費及び扶養親族転居旅費とする。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ実費額等により支給する。
- 3 着後滞在費は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、宿泊に要した実費額等により支給する。
- 4 扶養親族転居旅費は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に

係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、請求書又は精算書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、急行料金を徴する列車又は座席指定料金を徴する客車（以下「急行列車等」という。）を運行する線路による旅行で、急行列車等の乗車区間が片道40キロメートル以上のものに限り、支給する。

（船賃）

第11条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定す

る運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号に掲げる運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払った交通機関に係る旅客運賃による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額は、路程に応じ1キロメートルにつき規則に定める額とする。
- 3 前項の規定による車賃の額は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第14条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要した旅行で当該旅行中に昼食費を要した場合に限り、当該昼食費を要した日数に応じ支給する。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、別表第1に定める額を限度とし、現に支払った宿泊料の額(夕食又は朝食に要する経費の額が含まれていない場合には、当該宿泊料の額に規則で定める額を加算した額)による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほか別に食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第17条 移転料の額は、実費額による。ただし、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費の額は、第15条の規定を準用する。

2 着後滞在費は、赴任後直ちに自ら居住するための住宅（仮間を含む。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合に限り、当該特別の事情がある期間の夜数（5夜を超える場合は、5夜とする。）に応じ支給する。

（扶養親族転居旅費）

第19条 扶養親族転居旅費の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、次に掲げる額の合計額

ア 移転の際における扶養親族の旅行について第10条に規定する鉄道賃、第11条に規定する船賃、第12条に規定する航空賃、第13条に規定する車賃、第15条に規定する宿泊料及び前条に規定する着後滞在費の額

イ 移転の際における扶養親族の旅行について第14条に規定する日当及び第16条に規定する食卓料の額の3分の2（その移転の際の年齢が12歳未満6歳以上の者については2分の1、6歳未満の者については3分の1）に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第17条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号イの規定により日当及び食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額

に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族転居旅費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日に居た地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）に居た地までの旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日に居た地から旧在勤地までの旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。この場合において、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰往地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第22条 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行（以下「外国旅行」という。）について支給する旅費の種

類は、第6条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第6条第2項に規定する鉄道賃、同条第3項に規定する船賃、同条第4項に規定する航空賃、同条第5項に規定する車賃、同条第6項に規定する日当、同条第7項に規定する宿泊料、同条第8項に規定する食卓料及び同条第13項に規定する旅行雑費とし、その額は、第10条から第16条までの規定にかかわらず、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて、市長が別に定める。

- 2 前項の場合において、外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、この条例に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この限りでない。

（職員以外の者の旅費）

第23条 第3条第4項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、他に特別な定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊賀市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表旅費の額の欄中「平成16年伊賀市条例第63号）別表第2」を「平成29年伊賀市条例第 号）」に改める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成16年伊賀市条例第63号」を「平成29年伊賀市条例第 号」に改め、同条第2項を削る。

(伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正後の伊賀市選挙管理委員会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出頭し、参加し、又は出席した者について適用し、施行日前に出頭し、参加し、又は出席した者については、なお従前の例による。

(伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

7 伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（旅費）

第6条 市長等が公務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料の額については、別表第2のとおりとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

鉄道賃	普通旅客運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金
船賃	旅客運賃（以下「運賃」という。）の等級を3階級に区分する場合には上級の運賃又は運賃の等級を2階級に区分する場合には上級の運賃、寝台料金、特別船室料金、座席指定料金
日当（1日につき）	1,500円
宿泊料の額（1夜につき）	14,800円を限度とし、現に支払った宿泊料の額。ただし、現に支払った宿泊料の額に次の各号に掲げる経費が含まれていない場合には、当該額に当該各号に定める額を加算した額（その額が14,800円を超える場合は14,800円）とする。 (1) 夕食に要する経費 1,700円 (2) 朝食に要する経費 900円
食卓料（1夜につき）	2,600円
備考	1 鉄道賃の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で当該客車の乗車区間が片道200キロメートル以上のものに該当し、特別の理由により乗車する必要がある場合に限り支給する。 2 船賃の特別船室料金は、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合において、特別の理由により乗船する必要がある場合に限り支給

	する。
--	-----

(伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例による改正後の伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

- 9 伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(旅費)

第5条 教育長が公務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料の額については、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

鉄道賃	普通旅客運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金
船賃	旅客運賃（以下「運賃」という。）の等級を3階級に区分する場合には上級の運賃又は運賃の等級を2階級に区分する場合には上級の運賃、寝台料金、特別船室料金、座席指定料金
日当（1日につき）	1,500円
宿泊料の額（1夜につき）	14,800円を限度とし、現に支払った宿泊料の額。ただし、現に支払った宿泊料の額に次の各号に掲げる経費が含まれていない場合には、当該額に当該各号に定める額を加算した額（その額が14,800円を超える場合は14,800円）とする。 (1) 夕食に要する経費 1,700円 (2) 朝食に要する経費 900円
食卓料（1夜につき）	2,600円
備考	1 鉄道賃の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行

	<p>する線路による旅行で当該客車の乗車区間が片道200キロメートル以上のものに該当し、特別の理由により乗車する必要がある場合に限り支給する。</p> <p>2 船賃の特別船室料金は、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合において、特別の理由により乗船する必要がある場合に限り支給する。</p>
--	--

(伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例による改正後の伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(伊賀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 11 伊賀市固定資産評価審査委員会条例(平成16年伊賀市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第16条中「平成16年伊賀市条例第63号」を「平成29年伊賀市条例第 号」に改める。

(伊賀市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例による改正後の伊賀市固定資産評価審査委員会条例の規定は、施行日以後に出席した関係者について適用し、施行日前に出席した関係者については、なお従前の例による。

(伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 13 伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年伊賀市条例第273号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(旅費)

第6条 管理者が公務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例による改正後の伊賀市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第14条、第15条、第16条関係）

日当（1日につき）	1,100円
宿泊料の上限額（1夜につき）	10,900円
食卓料（1夜につき）	2,200円

別表第2（第17条関係）

移転料の上限額							
鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。